

千葉県報

号外
令和7年3月18日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数

一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和七年三月十八日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、一一二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五六、九五〇人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区 一六、二五〇人
千葉市中央区選挙区 六〇、三六九人

千葉市花見川区選挙区	四九、六二〇人
千葉市稲毛区選挙区	四四、一八一人
千葉市若葉区選挙区	四一、一六四人
千葉市緑区選挙区	三五、六五〇人
千葉市美浜区選挙区	四一、七〇〇人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、一七一人
館山市選挙区	一二、六九七人
木更津市選挙区	三七、八三八人
野田市選挙区	四二、七八一人
茂原市選挙区	二四、七二五人
成田市選挙区	三五、一七七人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、五二六人
東金市選挙区	一五、九四八人
旭市選挙区	一七、三五七人
習志野市選挙区	四八、二三六人
柏市選挙区	一二〇、一四〇人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、一八九人
市原市選挙区	七五、三九一人
流山市選挙区	五六、三九五
八千代市選挙区	五六、三七六
我孫子市選挙区	三七、二一五人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二〇、八二四人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、九九五人
君津市選挙区	二二、九〇三人
富津市選挙区	一一、八六五人
浦安市選挙区	四七、七〇四人
四街道市選挙区	二六、〇四二人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇八四人
八街市選挙区	一八、六一八
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、七九三人
白井市選挙区	一七、〇九九
富里市選挙区	一三、三五五人
匝瑺市選挙区	九、五六三人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二五、五八〇
山武市・山武郡選挙区	二五、九六八
大網白里市選挙区	一三、六九七

四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

市川市選挙区 一三五、〇六二人
船橋市選挙区 一五六、〇五四人
松戸市選挙区 一三五、七三〇人

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八